

ICカードによる「バス利用特典サービス」に関する特約の一部改正について

ICカードによる「バス利用特典サービス」に関する特約（2007.3.18 制定）の一部を次のように改正し、2021年4月1日から施行する。

現 行	変 更 後
<p>第1条 ～ <記載省略></p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>第3条 本編における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「バスポイント」とは、ICカードのSF支払による適用バスの利用に対して、当社があらかじめ定めるSF支払額に対する付与額で付与されるポイントである。</p> <p>(2) ～ <記載省略></p> <p>2 (バス利用特典サービス)</p> <p>第4条 「バス利用特典サービス」とは、当社が、利用月におけるSF支払に応じて、適用バス運賃の支払いに充当できる特典バスチケットを付与するサービスである。</p> <p>(バスポイントの付与及び積算)</p> <p>第5条 旅客がバス利用時に、SF支払を行った場合にのみ、バスポイントを付与し同一のICカードに記録する。</p> <p>2 バスポイントは、同一のICカードで利用月が同じ場合に限り、積算して記録する。</p> <p>(バスポイントの合算)</p> <p>第6条 バスポイントを、異なるICカードとの間で共有、合算及び譲渡（移替え）することはできない。</p> <p>(特典バスチケットへの交換及び累積バスポイント)</p> <p>第7条 バスポイントは、自動的に別表1号に定める数量がたまり次第、同表に定める額の特典バスチケットに交換され、同時に同一のICカードへ自動的に記録される。</p> <p>2 特典バスチケットに交換されたバスポイントは、利用月に限り特典バスチケットへの交換の判定用として、同一のICカードに、累積バスポイントとして記録される。</p> <p>3 同一利用月の累積バスポイントは、10,000バ</p>	<p>第1条 ～ <現行のとおり></p> <p>第2条 (用語の定義)</p> <p>第3条 本編における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「バスポイント」とは、ICカードのSF支払による適用バスの利用に対して、当社があらかじめ定めるSF支払額に対する付与額で付与されるポイントである。<u>なお、当社におけるポイント付与は、2021年3月31日をもって終了とする。</u></p> <p>(2) ～ <現行のとおり></p> <p>2 (バス利用特典サービス)</p> <p>第4条 「バス利用特典サービス」とは、<u>特典バスチケットを適用バスの運賃の支払いに充当できるサービスである。</u></p> <p><削除></p> <p>(バスポイントの合算)</p> <p>第5条 バスポイントを、異なるICカードとの間で共有、合算及び譲渡（移替え）することはできない。</p> <p><削除></p>

<p>ポイントを上限とし、10,000 バスポイントに到達した時点で、利用月の途中であっても0バスポイントとなる。</p> <p>4 前項で0バスポイントとなった場合、以降、利用月に限り第1項から第3項を繰り返す。</p> <p>5 累積バスポイントは、利用月を越えた時点で0バスポイントとなる。</p> <p>6 前項で0バスポイントとなった場合、翌月以降の利用日に0バスポイントから累積され、以降、第1項から第5項を繰り返す。</p> <p>第8条 ～ <記載省略></p> <p>第17条 (免責事項)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合に、旅客に生じた不利益及び損害について、当社は一切その責めを負わない。</p> <p>(1) 紛失したICカードが使用された場合。</p> <p>(2) 第17条第1項及び第2項により、バス利用特典サービスが利用できない場合。</p> <p>(3) ICカードの払いもどし等により、バス利用特典サービスが無効となった場合。</p> <p>別表1号 特典バスチケット交換額</p>	<p>第6条 ～ <現行のとおり></p> <p>第15条 (免責事項)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合に、旅客に生じた不利益及び損害について、当社は一切その責めを負わない。</p> <p>(1) 紛失したICカードが使用された場合。</p> <p>(2) 第15条第1項及び第2項により、バス利用特典サービスが利用できない場合。</p> <p>(3) ICカードの払いもどし等により、バス利用特典サービスが無効となった場合。</p> <p><削除></p>
--	---